

## 18歳から裁判員に!

令和4年4月1日からの成年年齢の引き下げに伴い、今年から18歳、19歳の方も裁判員候補者名簿に記載される可能性があります。実際に裁判員に選ばれる可能性があるのは令和5年以降となります。

裁判員候補者に選ばれた方は、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。

### ◆問合せ先

青森地方裁判所事務局総務課庶務係  
☎ 017-722-5421

## 令和4年度協会けんぽ青森支部の保険料率について

全国健康保険協会(協会けんぽ)青森支部は、主に県内の中小企業にお勤めの従業員とご家族が加入する健康保険です。

令和4年度における青森支部の健康保険料率及び全国共通の介護保険料率は、以下のとおりとなります。

- 健康保険料率10.03%(現行9.96%)
- 介護保険料率1.64%(現行1.80%)

### ◆問合せ先

全国健康保険協会青森支部  
☎ 017-721-2713  
HP  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>

## 『看護のお仕事移動相談』を開催しています

青森県看護協会ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員がハローワークむつに向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

### ◆開催日

4月13日、5月11日、6月8日、7月13日、8月10日、9月14日(全て第2水曜日)

### ◆時間

13:00~16:00まで随時受付

### ◆場所 ハローワークむつ

※青森県ナースセンター(青森市)では月曜日から金曜日の9時~16時まで、来所・電話・メール等で随時相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

### ◆問合せ先

公益社団法人青森県看護協会  
青森県ナースセンター  
☎ 017-723-4580  
FAX 017-735-3836  
☒ aomori@nurse-center.net

## 松くい虫被害及びナラ枯れ被害の予防について

松くい虫被害は、マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれるマツノザイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することでマツが枯れる伝染病です。

また、ナラ枯れ被害は、カシノナガキクイムシという昆虫が運ぶナラ菌によってミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病です。

これらの被害で産業・経済のほか、本県が誇る自然景観などに大きな影響を与えます。

### ◆特に注意すべき3点

- ①それぞれの昆虫はマツとナラ類を伐採した際に発する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期(6月~9月)は伐採しないようにしましょう。
- ②マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太を被害地から持ち込むと、松くい虫・ナラ枯れ被害を呼び込む可能性があります。
- ③松くい虫被害やナラ枯れ被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹、山林など、身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら、役場農林畜産課、または下北地域県民局林業振興課、東通村森林組合までお知らせください。

### ◆問合せ先

東通村農林畜産課  
☎ 0175-27-2111  
下北地域県民局林業振興課  
☎ 0175-23-6855  
東通村森林組合  
☎ 0175-48-2882

## 青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃改正のお知らせ

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃が、令和4年4月1日より改正されます。

### ●改正のポイントについて

工賃額について、すべての品目、工程(男子既製服2品目25工程、婦人既製服5品目36工程)において、それぞれ1円~12円引き上げられます。

※詳しくは、青森労働局ホームページをご覧ください。

### ◆問合せ先

青森労働局労働基準部賃金室  
☎ 017-734-4114  
HP  
<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>

## 税務署からのお知らせ

「簡単な方法による申告・納付期限の延長」ができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年分確定申告の申告期限(申告所得税・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年分確定申告の申告期限(申告所得税・贈与税は令和4年3月15日(火)、消費税及び地方消費税は令和4年3月31日(木))までに申告等が出来なかった方は、令和4年4月15日(金)までの間に、申告書余白に下記のとおり記載又は入力の上提出していただければ、申告書を提出した日が申告・納付期限となります。

### ◆申告書の提出方法

①書面、②e-Tax、③各種会計ソフト

### ◆記載・入力方法

①申告書第一表右上の余白部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

### ②【所得税・贈与税】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

### 【消費税及び地方消費税】

「納税地等入力」画面の「納税地情報」欄「建物名・号室」部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

### ③【所得税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

所得税の申告書等送信票(兼送付書)の特記事項欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

※上記の申告相談が必要な方は、むつ税務署へお問合せ下さい。

### ◆令和3年分の確定申告分の振替日

- 申告所得税及び復興特別所得税 4月21日(木)
- 消費税及び地方消費税 4月26日(火)

※「簡易な方法による申告・納付期限の延長」をされた方の振替日については、税務署から別途お知らせいたします。

振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる大変便利な制度です。簡単な手順で利用できますので、税務署(管理運営担当)にご相談ください。

なお、既に振替納税をご利用の方は、各日に振替納付ができるよう、事前に預貯金残高をご確認ください。

◆問合せ先 むつ税務署  
☎ 0175-22-3294